

## 幸区区民会議委員公募実施概要（案）

**1 制定要領等**

- (1) 幸区区民会議委員公募要領
- (2) 幸区区民会議公募委員選考委員会設置要領
- (3) 幸区区民会議公募委員の選考に関する指針

**2 公募の人数、資格、任期**

4 人以内（20 人の 20％）。20 歳以上の区民（区内在住・在勤・在学者又は区内で活動経験のある人）で他の附属機関の委員等になっていない者

任期は原則 2 年とする。

**3 選考方法**

- (1) 小論文（800 字程度）及び申込書による書類選考
- (2) 論文のテーマは、区長がその都度決定する。
- (3) 幸区区民会議公募委員選考委員会に諮り選考

委員

区長、副区長、総務企画課長、企画担当主幹、地域振興課長ほか。

選考の視点

活動経験、地域課題等に対する知識、積極性、理解力、表現力、市民感覚以上 6 項目を高い「3 点」普通「1 点」低い「0 点」で各委員が採点。

点数の上位 4 名を選考する。

**4 その他**

- (1) 事務局は幸区役所総務企画課において処理する。
- (2) 選考の結果、4 人に満たなかったときは、公募によらないで選任することとする。
- (3) 公募にあたっては、市政だよりへの掲載、ホームページへの掲載により広く周知を行う。
- (4) 平成 18 年度については、5 月 1 日号の市政だよりにて募集します。